

食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として
内閣総理大臣が定める量（令和2年厚生労働省告示第195号）

最終改正：令和6年3月29日号外厚生労働省告示第171号

○厚生労働省告示第百九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項ただし書の規定に基づき、
食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として
厚生労働大臣が定める量を次のように定め、令和二年六月一日から適用する。

令和二年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量とし
て内閣総理大臣が定める量

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項ただし書の規定により人
の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量は、食品中濃度として
0.01mg/kgとする。

附 則（令和六年三月二九日厚生労働省告示第百七十一号抄）

（適用期日）

第一条 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示の適用前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により厚生労働大臣が行った行為は、この告示の適用後は、この告示による改正後のそれぞれの告示の相当規定により相当の国の機関がした行為とみなす